

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

特別障害者手当認定請求却下処分取消請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和7年(2025年)1月17日 東京地方裁判所に訴えの提起

4月16日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が、同行った特別障害者手当の受給資格に係る認定の請求（以下「本件請求」という。）に対し、中野区長が却下する処分（以下「本件処分」という。）を行い、その後、本件処分に係る審査請求及び再審査請求が裁決により棄却されたところ、当該裁決に至った理由は適切ではないと主張し、本件処分の取消しを求めるものである。

5 請求の趣旨及び理由

(1) 請求の趣旨

ア 中野区長が原告に対して行った本件処分を取り消す。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

(2) 原告が主張する請求の理由の要旨

原告が行った本件請求に対し、被告が日常生活能力の程度が基準に満たないとの理由で本件処分を行ったため、東京都知事に対する審査請求及び厚生労働大臣に対する再審査請求を行ったところそれぞれ棄却の裁決がなされたが、当該裁決に至った理由は適切ではない。